

建築基準法第12条第1項及び第3項に定める定期報告制度における調査・
検査の項目、方法及び判定基準並びに報告書等の様式(その3)について

趣旨

前回(平成19年10月17日にパブリックコメント開始)にお示しできていなかったリニアモーター式エレベーターについて、検査の項目並びに項目ごとの検査の方法、是正の必要性等の判定基準の告示の案(資料2)及び定期報告書の様式のうち成績表・検査表に係る部分(第三面)の案(資料3)についてパブリックコメントを実施するものです。